



F

P

瓦

版

先日、ある相続相談会でのこと。

相談者の方は50代の男性、Aさんです。

Aさんのお母様は既に他界され、身内には80代のお父様と実弟が2人います。

お父様の資産状況は、金融資産が少しと都内に土地を所有しています。

このお父様、日ごろから「兄弟で一番上のおまえに土地はあげてもいい」と言っています。

ちなみに、お父様所有の土地の価値はおよそ2,700万円です。

このお父様の発言を踏まえる一方、昨年の小規模宅地の特例の見直しや不動産所有者への相続税の増税が気になるAさんは、弟たちへの手前もあるので、お父様が考えを変えない内に、「土地の名義を自分に変えよう!」と考えるようになりました。

しかし、お父様が生きている今の時点で、生前贈与によりその名義を変える場合、通常の贈与に当たるため贈与税が50%となり、2,700万円の約半分、1,300万円近くを税金で払わなければなりません。

「何かいい手はないものか?」と思索している時に思いついたのが、相続時精算課税制度の利用です。この制度を利用すれば、非課税枠が2,500万円あるので、ほぼ納税は免れることができるのではないかとAさんは考えました。しかし、「このとき、なにか問題になることはないか?」と気になり、相談会へ来場されました。

このAさんの場合、何に気をつけるべきでしょうか?

いろいろなケースは予想されますが、見落としとしてはいけない点は「実際に相続が起こった場合、弟二人から遺留分の請求をされる可能性がある」点です。

まず今回の場合、お父様を被相続人として、法定相続人はAさんと二人の弟さんの3人です。そもそも、相続時精算課税制度は「高齢者の保有する資産を次世代に円滑に移転させるために生前贈与をしやすくする」制度ですが、実際に相続が起こった時点で相続税の計算が必要です。仮に資産が土地だけの場合、お父様が遺言で「Aに自分名義の土地をあげる」としても、2,700万円の1/3の1/2、第一人450万円、二人で900万円は法的に受取る権利(遺留分)が発生します。よって、Aさんは二人の弟から合計900万円の遺留分減殺請求をされることが予想されます。この場合土地を処分して現金に変えて分け与えたり、それができないのなら、900万円を用意しておかなければいけない、ということです。

相続の相談は、10人いれば10通りの身内の状況や考え、それに対する対策があります。自分の場合はどうなるかと気になる方は相談会などを利用して、早めに専門家に相談することをお勧めいたします。